平成２２年（フ）第６４号
富山市藤木2071番地５　藤木県営住宅８号棟304
債務者　新庄　知子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４９号
佐賀県武雄市武雄町大字昭和30番地15
債務者　蒲原　　洋
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第４９号
佐賀県西松浦郡有田町本町丙1026番地
債務者　舘林　英明
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２９号
福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地177番地の65　町営住宅背戸谷地第５団地２Ａ―103
債務者　岡村　誠一
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地177番地の65　町営住宅背戸谷地第５団地２Ａ―103
債務者　岡村トモ子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第７号
長野県下伊那郡喬木村6894番地
債務者　松澤　和明
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第２９８号
神戸市長田区一番町５丁目１番地の１　市住７―203号、従前の住所横浜市中区福富町東通５番地２
債務者　池田　一也
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２９号
神戸市長田区房王寺町７丁目１番７―401号
債務者　田村　政一
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３１号
神戸市北区北五葉３丁目８番39―104号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台西町４丁目６番11号
債務者　森鼻　和子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７７号
長崎県佐世保市瀬戸越３丁目20番14号
債務者　猪村　陽子（旧姓田代）
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
青森市問屋町１丁目18番34号
債務者　箱石　直美
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６４２号
名古屋市名東区引山１丁目1402番地　コーポ高木210号
債務者　大神　邦生
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６４４号
愛知県春日井市上条町３丁目66番地１　ハビテーション上条Ｂ102号
債務者　間瀬　康代
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３号
青森県弘前市大字小友字神原216番地６
債務者　成田美和子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第６９号
青森県弘前市大字豊原２丁目２番地１　アルカディア豊原103号
債務者　田澤　俊三
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第７１号
青森県弘前市大字十面沢字轡79番地２　増田方
債務者　三上　恵子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第４６９号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵511番地の４
債務者　鳥山出世子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
奈良地方裁判所